

こんな制度、ご存じですか？

有田川町には障害のあるお父さまとご家族を支援するための制度があります。制度の詳細や申請方法は、やすらぎ福祉課までお問い合わせください。

●有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金

町内外の障害児通所施設までの距離が遠距離の通所に対し、保護者の負担の軽減と児童の療育の場の確保を図るため、補助金を支給します。

●児童福祉法によるサービス

・児童発達支援

障害のある、または発達につまずきのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識を指導したり集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。

・放課後等デイサービス

障害のある、または発達につまずきのある就学中の子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。

●特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に変わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。

●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給します。

一緒に活動しませんか？

「有田川町障害児者父母の会」は、障害児者をもつ父母とその障害児者の方々で構成されています。この会は会員相互の情報交換の場になるとともに、障害児者の福祉増進を図っています。

主な活動に「ふれあいキャンプ」「療育事業（1泊2日や日帰りの旅行）」、和歌山県主催の「親子のつどい」などがあります。

相談窓口

●家庭支援総合センター

町内在住の方で、悩みや困りごと（子育て・DV・発達・就労・ひきこもり・人間関係など）のある方、ご家族・ご友人、支援者の方からの相談をお受けします。

☎ 32-9762（直通） 〇 家庭支援総合センター（健康推進課内）

●相談室「ブルーム」

子育てに悩んでいる保護者や学校生活などで悩んでいる子どもの相談に、臨床心理士が応じます。

町内の保育所や学校に通っている児童・生徒と保護者の方ならどなたでも相談ができます。なお、事前に予約が必要です。

☎ 52-8002（直通） 〇 こども教育課（金屋庁舎）

●委託相談支援事業所

障害児の生活に関するさまざまな相談に対して援助を行います。在宅サービスの利用援助や社会資源の紹介などの相談窓口です。

・有田圏域障害児者相談支援事業所ゆい ☎ 52-7702

・有田地域生活支援センターつくし ☎ 52-6161

●身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者・知的障害者の身近な問題について相談に応じるとともに、町などの関係機関と連携を図ることで問題の解決に協力してくれます。



写真解説

1. 講演会の終盤に新井宗平さん・山本かずみさんの「みんなも上がっておいで」の声かけで来場者も舞台上に 2. 新井宗平さん（左）と娘の咲さん（右） 3. 山本かずみさん 4. コスモス作業所による舞台発表では歌を披露してくれました 5. 作業所の物品販売の様子 6～9. 作業所や施設の作品展示コーナー。おもちゃ作り体験のコーナーも 10. 力強いきび福祉太鼓の演奏

「宗平さんは『あなたが歌っているからこんなに幸せだよ』と伝えることが、大切なことだと思います」「今日のこの幸せは、ここにみんながいるからです。生まれてくれてありがとう」と、会場にいる皆さまに向けて温かい笑顔で何度も伝えられました。